

第22回通常総会 議 案 書

日 時：2021年 11月6日（土）

13時～15時

会 場：ZOOM開催

（当日ホスト設置場所：山形県生涯学習センター 遊学館）

山形県精神保健福祉士協会

（公益社団法人日本精神保健福祉士協会山形県支部）

次 第

1. 開 会

2. 書面決議による定足数確認と議事録作成者確認

3. 報告事項

- (1) 2020年度理事会及び経過報告
- (2) 2020年度事業報告(総括)
- (3) 2020年度事業報告(各部)
- (4) 山形県精神障がい者相談体制支援事業活動報告（研修・相談）
- (5) 災害支援対策委員会活動報告
- (6) 高齢者、障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ報告
- (7) 2020年度収支決算報告及び会計監査報告
- (8) 北海道・東北ブロック会議報告
- (9) 日本精神保健福祉士協会関連報告

4. 議 案

- (1) 第1号議案 2021年度事業計画
- (2) 第2号議案 2021年度収支予算
- (3) 第3号議案 2021年度役員体制について
- (4) 第4号議案 公益社団法人日本精神保健福祉士協会山形県支部規約準則
の一部改正について
- (5) 第5号議案 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定の締結について

5. 閉 会

理事会及び経過報告

2020年

- 4月23日(木) 第1回理事会
- 5月21日(木) 第2回理事会
- 6月19日(金) 第3回理事会
- 7月16日(木) 第4回理事会 通常総会について
- 8月20日(木) 第5回理事会 通常総会について
- 9月16日(水) 第21回通常総会
場所：山形市 山形県精神保健福祉センター
- 9月16日(水) 第6回理事会
- 9月27日(日) 第1回北海道・東北ブロック会議
場所：オンライン会議
- 10月6日(火) 第7回理事会 ①基幹研修Ⅰ、②山形県精神障がい者相談体制支援事業について
- 10月10日(土) 基幹研修Ⅰ
場所：山形市 山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング
- 11月19日(木) 第8回理事会 山形県精神障がい者相談体制支援事業について
- 12月22日(火) 第9回理事会 山形県精神障がい者相談体制支援事業について

2021年

- 1月19日(火) 第10回理事会 山形県精神障がい者相談体制支援事業について
- 2月7日(日) 第2回北海道・東北ブロック会議
場所：オンライン会議
- 2月17日(水) 第11回理事会 山形県精神障がい者相談体制支援事業について
- 3月15日(月) 第12回理事会 山形県精神障がい者相談体制支援事業について
- 3月18日(木) 山形県精神障がい者相談体制支援事業に係る研修会

事業報告(総括)

第21回通常総会において決議された「2020年度事業計画」を下記の通り実施した。

1. 諸関連事業への構成員派遣及び協力

- 1) 「日常生活自立支援事業・契約締結審査会」(小林武史)
- 2) 「県精神医療審査会」(永田貴巳・佐藤富美・佐藤祐子)
- 3) 「県精神保健福祉審議会」(淀野智史)
- 4) 「県介護支援専門員協会」(星川友厚)
- 5) 「県医療観察制度運営連絡協議会」(榎本定夫・那須裕悌・佐藤祐子)
- 6) 「山形市障害者ケアマネジメント推進委員会」(瀬川由美子)
- 7) 「山形市介護認定審査会」(五十嵐元徳・清野美樹・那須裕悌・後藤和樹・佐田静枝・永田貴巳・佐藤孝憲・和泉崇良)
- 8) 「山形市障害支援区分判定審査会」(五十嵐元徳・佐藤祐子・田村英明)
- 9) 「酒田市障害支援区分判定審査会」(佐藤富美・佐藤真紀)
- 10) 「天童市障害支援区分判定審査会」(木川真也)
- 11) 「公益社団法人日本協会山形県支部代議員」(木川真也)
- 12) 「県精神保健福祉協会常任理事会」(那須裕悌)
- 13) 「県精神障がい者スポーツ推進協議会」(那須裕悌)
- 14) 「医療観察法に基づく精神保健参与員及び候補者」(榎本定夫・大沼久美子・佐藤隆・丹野尚・佐藤祐子・五十嵐元徳・佐藤昇也・那須裕悌・伊藤賢二郎・佐藤真紀)
- 15) 「米沢市自立支援協議会」(牧野直樹)
- 16) 「佐藤病院認知症疾患医療センター連携協議会」(淀野智史)
- 17) 「高齢者、障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」(那須裕悌・跡部千鶴・佐藤孝憲)
※置賜支部(牧野直樹)※庄内支部(斉藤正樹)
- 18) 「県福祉サービス運営適正化委員会」(山岸真人)
- 19) 「山形市障がい者自立支援協議会」(荒井瑞恵)
- 20) 「山形県地域生活定着支援センターネットワーク連絡会」(後藤和樹)
- 21) 「福祉人材センター運営委員会」(那須裕悌)
- 22) 「災害対策委員会」(淀野智史)
- 23) 「山形市福祉審議会」(佐田静枝)
- 24) 「村山市障害支援区分判定審査会」(小関清之)
- 25) 「大蔵村いじめ問題調査委員会」(山口祐介)
- 26) 「いのち支える山形市自殺対策協議会」(荒井さつき)

2. 協会通信の発行

今年度も協会事業の理解及び情報発信や構成員の相互交流等を目途に、「わい・ぴー通信」を定期的に発行した。また当協会ホームページについて随時更新作業をおこない迅速な情報伝達に努めた。

3. 教育研修体制の充実

新人及び構成員の資質保持及び向上が図れるよう、実践理論や技術習得のため基幹研修Ⅰ、山形県委託事業における研修会を感染症予防対策を徹底したうえで開催した。構成員のさらなる資質向上のために様々な研修会を今後も計画していきたい。

4. 県内エリア地域ごとの組織の強化

今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響によりブロック活動は中止とした。

5. 上部組織及び他団体等との連携・協力

今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け事業を自粛せざるを得ない状況にあった。次年度も感染拡大状況に配慮しながら上部組織である日本精神保健福祉士協会や北海道・東北ブロックでの連携・協力を図り、研修及び交流事業の新たな形を模索していきたい。また、他の専門職の職業団体とも引き続き連携・協力を図りたい。

6. 新規入会者の加入促進

魅力ある協会活動の構築と合わせて新規入会者の加入促進に向け、協会役員を中心に勧誘活動を行ってきた。

7. 行政とのつながりについて

近年特に山形県障がい福祉課に限らず、教育・自殺予防・避難者支援・障がい者技能競技関連等様々な分野での協力要請が増加している。構成員の方より協力・応援を強くお願いすべく対応していきたい。

8. 山形県委託事業について

昨年度に続き山形県より受託し、相談支援事業所、就労継続支援A型・B型、就労移行支援事業所を主な対象として、「精神障がい者の対応に特化した研修会」及び「個別相談会」を感染症予防対策を徹底したうえで実施した。次年度については未定であるが、依頼があれば前向きに検討したい。

組織渉外部

1. 組織強化に向けて

(1) 新規会員の募集

新会員獲得のため広報情宣部と連携し、ホームページ・広報誌等で加入勧奨を行った。また、県協会のみ加入者には、研修会などを利用し日本精神保健福祉士協会への加入も勧めた。

(2) 県内4圏域における事業支援

例年、県内4圏域にて『ブロック活動』として交流会、研修会等を企画していたが、新型コロナウイルス感染症による影響で実施不可能であった。

2. 精神保健福祉士の認知度向上や県行政はじめ他団体等への要望活動

当協会におけるソーシャルアクションとして、研修企画や周知活動推進による認知度向上、県内外関係団体との共同による要望活動を展開した。

- ① 県委託事業受託による専門職の支援力向上に資した研修・相談会の開催
- ② 都道府県における児童福祉相談を担当する者として、ソーシャルワーク専門職である精神保健福祉士の配置要望
- ③ 山形県行政における継続した障がい者雇用の拡充の要望
- ④ 生活保護基準引き下げに対する福祉専門職としての要望活動
- ⑤ 新型コロナや震災等による日常生活への影響に関する相談対応

3. 隣県精神保健福祉士会との交流事業、県内他団体との協働・連携について

今年度はコロナ禍で主だった活動がほとんど実施出来なかった。しかしながら、県の協力を得て、協会初のオンライン研修を開催することができた。

次年度以降もコロナによる影響が続くと思われるので、これを契機にオンライン活動の展開も検討していく必要を感じた。

他県精神保健福祉士会の活動参加、交流会参加は難しかったが、情報交換を密に行い、東北の精神保健福祉領域における連携づくりを行った。

(牧野直樹・佐藤祐子・渡部和樹・高子優子)

財務総務部

1 2020 年度決算と年会費の納入状況

2020 年度の収支状況は別紙の通りである。日本精神保健福祉士協会（以下、日本協会）に加入している構成員の年会費は 3,000 円、日本協会未加入者の年会費は 5,000 円とした。当協会は日本協会の支部であるということを構成員の皆様にはご理解いただき、まだ日本協会へ加入していない方は入会手続きをお願いしたい。今年度分は 2021 年 3 月 31 日現在、年会費未納者が 20 名である。年会費の未納者については今後、日本協会と同じく構成員資格の停止をせざるを得なくなることから、引き続き会費納入をお願いしたい。

※令和 3 年度の年会費につきましては、以前ご周知させていただきましたように、特例として全額免除と致します。誤ってお振込みされないようご注意ください。

2 他団体との連携

他団体との連携については、別紙の経過報告にある通り、行政機関、精神保健関係が中心である。また、昨年度も山形県委託事業「山形県精神障がい者相談体制支援事業」を実施した。今年度も委託があれば事業の企画・運営にも携わっていく。

県協会としての足場を更に固めつつ、今後も上部組織である日本協会との連携を強化していきたい。他団体とも積極的に連携し、関係の構築を図っていきたい。

3 家族割（夫婦、親子、兄弟姉妹）について

会員の中に家族（夫婦、親子、兄弟姉妹）がいる場合は、年会費を各 1,000 円減免としている。構成員の皆様で家族割に該当される方は、県協会事務局までご連絡をいただくよう、ご協力をよろしくお願い致します。

4 新入会者、退会者について

2021 年 3 月 31 日現在の県協会登録者数は 181 名である。一方で残念ながら、転職や退職、結婚を機に退会される方や音信不通となってしまう方もおられる。

※ 構成員の皆様で住所・氏名の変更もしくは異動や転職等に伴う所属機関の変更が生じた際には、必ず構成員ご本人様から県協会事務局まで連絡をいただくよう、ご協力を宜しくお願い致します。

（後藤和樹・山岸真人・佐田静枝・和泉崇良）

教育研修部

1. 事業実績 及び 内容

① 日本精神保健福祉士協会「生涯研修制度」委託事業 基幹研修Ⅰ

期日：2020年10月10日（土）

会場：山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 4階研修室Ⅰ

参加者：13名

＜内容＞

【講義】「公益社団法人日本精神保健福祉士協会の役割と課題」

こまくさの里 那須裕悌氏

【講義】「精神保健福祉士の専門性Ⅰ」

株式会社 あめはる 山岸真人氏

【講義】「精神保健福祉士の実践論Ⅰ」

千歳篠田病院 佐藤祐子氏

【演習】「グループワーク」

鶴岡市役所 渡部和樹氏

2. 総括

2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、春期研修を始めとする様々な研修が実施できないなど、教育研修部としての活動にも大きな影響をうけた。そのような状況下でも、基幹研修Ⅰを、感染拡大に最大限配慮しながら集合研修形式で開催できたことは大きな成果だったと考えている。

教育研修部では、今後も自己研鑽の機会となる様々な研修に、多くの協会員の方に参加していただけるよう、またコロナ禍においても安心して参加していただけるよう、魅力ある研修を企画・運営していきたいと考えている。今年度は、山形県より委託された山形県精神障がい者相談体制支援事業の研修を、協会初のオンライン形式で実施した。参加者の方からは多くのご意見を頂戴し、研修担当スタッフにとって非常に大きな経験となった。今後もオンラインでの研修を開催する機会が多くなることが予想されるため、スムーズな研修運営を目指していきたい。

（土田浩子、木川真也、村岡里紗、鹿野詩子）

広報情宣部

1. 2020 年度の活動報告

(1) 「わい・ぴー通信」の定期発行

2020 年度のわい・ぴー通信は 5 月のみ発行。前年度の山形県委託事業研修（庄内）、ソーシャルワーカー HOLIDAYin 庄内の報告、わい・ぴーリレーによる協会員の活動紹介等を掲載し、協会運営、活動について周知を行った。

通信費削減のため協会員は協会ホームページ内の会員ページから見ることができるよう掲載している。

(2) 電子媒体の利用について

2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、協会活動がほぼ行えず、Facebook 更新に至らなかった。

2. 総括

2020 年度はわい・ぴー通信の発行が 1 回、Facebook は更新できずに経過した。新型コロナウイルス感染拡大により、協会活動、山形県委託事業とも開催を制限せざるを得ず、一部の開催にとどまった。それに伴い、情報発信も途切れてしまった。

次年度も新型コロナウイルスの影響は続いていくと思われ、その中で協会員や関係機関にどのような情報発信ができるか検討していく必要がある。

（淀野智史・本木裕美・遠藤かおり・本間智美）

『山形県精神障がい者相談体制支援事業』事業活動報告

1. 活動内容

山形県委託事業『山形県精神障がい者相談体制支援事業』と関連し、以下の活動を計画した。

(1) 名 称：山形県委託事業 精神障がい者の障がい特性と支援技法を学ぶ研修会

テーマ 精神障害者の就労を考える

講 師：こころの訪問看護ステーションレント 代表 鈴木志津子氏

期 日：2021年3月18日（木） 13：00～16：00

参加者：111名

形 式：ZOOMによるオンライン研修会

(2) 「相談支援事業所等を対象とした個別相談会」の実施

①村山圏域 6件

②置賜圏域 0件

③最上・北村山圏域 0件

④庄内圏域 1件

※合計7件

2. 総括

研修会に関しては、相談支援関係・就労支援関係・医療関係・障がい者施設・教育関係等の多岐の機関や同機関からの複数名の参加により計111名のご参加をいただいた。

講義では、一般的な障がい特性や行動特性、治療方法などに触れ、看護師さんならではの薬の説明や服用した当事者の感想などの経験談を伺うことができた。また、病気だから薬というだけでなく、背景にある不安や孤立に気づきメンタルヘルスの向上のための支援をしていく重要性を知ることができる内容だった。

参加者からは、精神症状等に関する専門的な知識がわかりやすかった、メンタルヘルスの幅広さと薬以外は人の力であることを知り専門性がある私たちの仕事を改めて考える機会になったという感想をいただいた。また、今回はスキルアップ研修ということもあり、より就労までのプロセスや対応方法をもっとききたかったという積極的なご要望もいただいた。

開催にあたり、コロナ禍という現状で通常の研修を行えるかどうかという話し合いを繰り返し開催時期の調整を行った結果、通年よりも遅い時期での初めてのオンライン形式での研修会となりました。そのため、運営側のオンライン研修の準備不足やメールでの申し込み・インターネット接続の受講環境などに多くの課題が残り、受講した皆様にはご迷惑おかけした。

皆様からのアンケートをもとに、今回の課題をクリアにすることでよりよい受講手段のひとつ、新たな研修会の形となるのではないかと前向きに考えていきたい。これからも精神保健福祉の現場で活躍する協会員の皆様の学びの場を模索していくところである。

個別相談会については、県内2エリアにて相談支援事業所等を対象とした個別相談会を実施した。相談員には当協会の会員の皆様にもご協力をいただき相談業務を行った。新型コロナの影響により例年の半分に満たない相談件数ではあったが、今後も精神保健福祉士としての専門職として新型コロナ対策を徹底しながら対応していきたい。

(佐藤祐子、村岡里紗、後藤和樹、佐田静枝、渡部和樹)

山形県精神保健福祉士協会 災害対策委員会活動報告

1、はじめに

山形県精神保健福祉士協会 災害対策委員会は同協会の策定する災害対策計画に基づいて組織されるものであり、有事の際には災害対策委員長(支部長兼、県協会会長)及び当該対策委員長の指示で活動するものである。

尚、平時には、防災活動及び避難者・復興支援、又は活動地域における地域ニーズに対応したフレキシブルな活動を図るものとする。

2、2020年度 災害対策委員会の活動報告

①情報伝達・収集対策

I、災害対策員における定期的な情報共有

各地区の災害対策情報を各委員が、災害対策委員長へ報告を行い、情報共有に努めた。

昨年度より各ブロックの災害対策委員同士の連携・情報共有の強化を図る為、コミュニケーションアプリ「LINE」のグループラインを利用し、リアルタイムに情報共有を行った。

活動：2020年7月27～28日 山形県内全域の豪雨・河川氾濫災害 情報収集・情報収集

2021年2月2月14日 県内震度5弱の地震 情報収集・情報収集

II、災害対策委員会の定期開催

活動計画では年1回であったが、コロナ禍での参集は困難であり、残念ながら会議を開催するには至らなかった。今後はオンラインでの会議を計画し、実行したい。

②日本精神保健福祉士協会及び他県支部との連携について

今年度は下記、研修会へ災害対策委員を派遣し、日本協会及び他県支部と連携を図った。

1、日本精神保健福祉士協会 災害対策委員会 オンライン研修会 1名参加

今後も県内だけではなく、全国規模でのネットワークの構築と近県支部との連携をより密にし、防災意識の向上を図っていきたい。

③山形県災害福祉支援ネットワーク協議会について

上記、協議会は県主導にて、大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行う仕組みづくりに関する協議・検討・啓発等を行うとともに、大規模災害発生時に一般避難所等において要配慮者を支援する「災害派遣福祉チーム 山形 DWAT」の人材育成・派遣調整を行うものとし計画中である。

【2020年度の動き】

①行政説明会 2020年9月 災害対策委員1名派遣

②災害派遣福祉チーム員 基礎研修開催 2020年11月 2名派遣

③上記の計画進行における各団体とのオンライン協議 2021年4月 1名参加

今後、協会として県との基本協定の内容周知、協議、決議を行っていく。

④避難者・復興支援

I、行政(県庁避難者支援室・その他市町村)との連携

II、避難者支援協働ネットワークへの参画

1. 同ネットワーク、メーリングリストによる情報共有

2. やまがた暮らしの相談会への参加

2020年11月、災害対策委員及び当協会構成員の協力を得て、山形会場・米沢会場に2名ずつ、計4名を派遣し、相談ブースを設置した。今後も具体的なニーズに合わせ支援を展開していき、より専門性を活かした活動を行っていきたい。

(淀野智史)

「高齢者、障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」報告

山形県弁護士会・山形県社会福祉士会・成年後見センターリーガルサポート山形支部らで構成されていた「成年後見及び高齢者虐待に関する連絡会こまくさ」から当協会へ構成運営団体として参画要請があり、2012年より連絡会に参加している。2012年10月1日「障害者虐待防止法」の施行を契機とし、障がい者の権利擁護に向けた取り組みを強化するため、新たに規約を作成するとともに、名称を「高齢者、障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」と改め、活動を行っている。

主な活動内容としては、高齢者・障がい者虐待、成年後見にかかわる研修会への講師派遣、事例分析・検討時のアドバイザーの派遣、個別事案に対しての対応などを行っている。また、2014年度より山形県から「山形県高齢者虐待対応専門職チーム派遣業務」委託を受け、市町村で抱える高齢者虐待事案への専門的知見からの助言を行う活動も行っている。

「高齢者、障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」では支部活動も行っており、庄内・置賜エリアの連絡会へ次の協会員を担当として派遣している。

- 庄内エリア 齊藤 正樹（山形県立こころの医療センター）
- 置賜エリア 牧野 直樹（社会医療法人公徳会 米沢こころの病院）

2020年度のこまくさ連絡会では引き続き「成年後見制度の利用促進に関する法律」についての情報共有や情報交換を中心とした活動を行った。また、山形県高齢者虐待対応専門職チームの市町村への派遣も行った。2021年1月17日にはこまくさ連絡会主催による「新型コロナ禍における成年後見業務の実態」のzoomによるオンライン研修会を開催した。研修内容としては、山形県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート山形支部（山形県司法書士会）、ばあとなあ山形（山形県社会福祉士会）、山形県精神保健福祉士協会の4団体による実践報告とミニシンポジウムにて各専門職としての新型コロナ禍における成年後見業務の実践活動について学びを深めた。当協会よりは社会医療法人公徳会・若宮病院の佐藤孝憲氏が医療機関に勤務する精神保健福祉士の視点からの実践活動報告を行った。今後も各関係団体と理解を深め合いながら活動を共にしていきたい。

（那須 裕悌・跡部 千鶴・佐藤 孝憲）

2020年度収支決算報告

収入

	予算額	決算額	増減	備考
会費	600,000	643,000	43,000	前年度・今年度会費
県委託事業費	0	489,801	489,801	事業運営費
事業収入	200,000	54,000	△146,000	研修参加費
助成金	200,000	289,500	89,500	日本協会支部活動費
前年度繰越金	623,005	623,005	0	前年度繰越金
寄付金		99,000	99,000	
雑収入	176,995	5	△176,990	寸志・祝い預金利息他
合計	1,800,000	2,198,311	398,311	

支出

	予算額	決算額	増減	備考
事業費	1,000,000	134,180	△865,820	事業活動費
県委託事業費	0	446,576	446,576	事業運営費
事務費	200,000	191,241	△8,759	郵送代・事務消耗品
会議費	100,000	14,730	△85,270	会議等経費
報酬旅費日当	350,000	38,000	△312,000	旅費交通費
会費	5,000	5,000	0	県スポーツ推進会会費
慶弔費	45,000	18,014	△26,986	お祝い・慶弔電報等
地域活動費	100,000	11,000	△89,000	地域支援活動費・他
繰越金	0	1,339,570	1,339,570	次年度繰越金
合計	1,800,000	2,198,311	398,311	

※会計監査報告（当日事務局より）

日本協会の総会及び理事会の決議事項及び当年度事業計画等に基づき、全国的な事業展開体制の検討や本部・支部間及びブロック内支部間の連携を図るとともに、都道府県精神保健福祉士協会等の事業に係る情報交換等により、本協会と都道府県協会間及びブロック内都道府県協会間の連携や協力関係を構築することを目的として年2回開催されている。

北海道・東北ブロック内の支部長及び代議員、ブロック選出理事、当該ブロックに属する全国選出理事及び組織強化委員などで構成されている。

<2020 年度第1回北海道・東北ブロック会議>

日時：2020 年 9 月 27 日（日）13:00～17:15 会場：zoom を活用したオンライン形式

○協議事項

1. 構成員メールマガジン及び構成員マイページ等の登録、及び支部及び都道府県協会の取組に関するアンケート調査の実施について
2. オンラインによる研修の実施について
3. 各支部の基幹研修の開催または準備状況について
4. 「さくらセット（キャリアラダーとワークシート）」の広報・普及に関して
 - ・実際に現場で使ってみることが大事になってくる。是非活用し、実感を伴った感想を挙げていただきたい。
5. 本協会の将来構想に関する件
 - ・支部理事会等いろいろな場所で意見を出し合っていたいただきたい。将来構想は様々な団体で持っている。これまで当協会が持っていなかったため、将来構想を持ったうえで、中期ビジョンなど、様々な計画を立てていければとの考えから取り組むことになった。他団体のビジョンも参考にしていきたい。

○報告事項

1. ブロック会議の持ち方について
2. 各県支部の状況報告

<2020 年度第2回北海道・東北ブロック会議>

日時：2021 年 2 月 7 日（日）13:00～17:30 会場：zoom を活用したオンライン形式

○協議事項

1. 「精神保健医療福祉ビジョン（たたき台）」に関する件
2. 2021 年度事業計画及び収支予算に関する件
 - ・2020 年 11 月 17 日付で自民党の政務調査会あて、田村会長から発出された令和3年障害福祉サービスの報酬改定に関する件について。
3. 都道府県支部アンケート調査の協力依頼
 - ・マイページ、メルマガ登録依頼。
 - ・組織委員会として、入会者より退会者が多い。危機感がある。理由など調査をしたいと思う。
4. 基幹研修Ⅰの開催予定について
5. 基幹研修Ⅱの開催予定について
6. 日本協会支部としての公印の有無について

○その他

1. 山形県より昨年7月豪雨災害の際に宮城県、岩手県、秋田県へ支援のお礼
2. こころの健康相談統一ダイヤル」相談体制支援事業の経過について
3. オンラインツアーについて

2020 年度より支部代議員を務めさせていただくこととなりました。県支部構成員の皆様の声を日本協会に届け、また日本協会の動きを細やかに皆様へ伝えられるよう、微力ながら精一杯取り組んでまいります。今後、定期的な情報の発信や、構成員の皆様の声を集約する取り組みを行っていきたいと考えており、メーリングリストの活用など、その手段を模索しております。ご協力のほど、なにとぞよろしくお願いいたします。

●2020 年度及び 2021 年度代議員：木川真也（医療法人社団斗南会 秋野病院）

日本精神保健福祉士協会関連報告

2021年4月18日（日）に都道府県支部長会議が東京都新宿区の会議室での集合参加とオンラインによる参加のハイブリッド形態にて開催されました。内容報告は以下のとおりとなります。※日本協会活動の詳細や今後の最新の動向については定期的に協会ホームページ等にて確認していただければ幸いです。何卒よろしくお願いいたします。

○講演

1. 講演1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書について
⇒検討会については1年行ったが熟していない。特に保健相談の充実等。
2. 講演2 地域包括ケアシステム等においてピアサポーターが位置付けられることの意義とその役割、精神保健福祉士への期待～支援を考える上で大切にしてほしいこと～
⇒当事者抜きに当事者の施策等を決めないでほしい。ピアはやはり2人以上で。当たり前の感覚を取り戻す。自らの経験からの視点。一緒に働くことの意義。

○報告事項

1. 2021年度事業計画及び収支決算に関する件
⇒地区の連合体という考え。非自発的入院について。新型コロナに関する課題。
2. 「中期ビジョン2020 3つの柱と5か年の振り返りと評価」に関する件
⇒政策提言や組織強化等についてこれまでの意見の集約、そしてこれからへ。
3. 本協会が原告支援等している各種裁判の動向に関する件（旧優性保護法訴訟や新生存権裁判）
⇒裁判所での傍聴や支援協力を強くお願いしたい。
4. 兵庫県神出病院における看護師等による患者虐待事件に係る対応に関する件
⇒大きな進展はないが、日本協会や近畿5支部の支援協力があり大変心強い（兵庫県支部）
5. 「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループとりまとめ」（2021年2月2日）を受けたその後の状況に関する件
⇒日本協会のこれまでの対応については様々な意見があり、議論に時間を費やす。今後も各支部全体で協議が必要。日本協会としては精神保健福祉士等の積極的活用、現任者研修の強化、児童福祉司の短期間の異動がないよう配置構造の改善等を要望している。

○グループ協議

1. 「日本精神保健福祉士協会の精神保健医療福祉の将来ビジョン」に関する件
⇒今後日本協会会員よりも意見を集約。20年先の将来ビジョンを考える。想いと思い。
※山形以外で東京・愛知・三重・福井・島根・鹿児島と同じグループとなったがまとめ方が大変、考える時間が必要、分かりやすいビジョンの作成が必要。土作りや地ならしが必要。
PSWからMHSWに名称変更となるが、変えてはならないものと変えなくてはならないものを考えていく。
2. その他
⇒今後の予定について確認

○全体協議

⇒時間がなく日本協会できりまとめて報告。今後も継続して協議となる。

○閉 会

（那須裕悌）

第1号議案

2021年度事業計画(案)

1.基本方針

- ・精神保健福祉士の専門職としての価値を示す
- ・専門職としての価値に基づき実践する(※ソーシャルアクション)
- ・クライアントおよび社会から信頼を得る
- ・精神保健福祉士としての価値、倫理原則、倫理基準を遵守する
- ・他の専門職や全てのソーシャルワーカーと連携する
- ・すべての人が個人として尊重され、共に生きる社会の実現を目指す(※社会的復権)

上記は『公益社団法人日本精神保健福祉士協会倫理綱領』において、「目的」として規定される条文の一部である。公益社団法人日本精神保健福祉士協会が示すこの目的を換言するならば、「個々の構成員及び山形県精神保健福祉士協会」が、この“目指すべき姿”に近づくべく以下の事業を計画としたい。

2.事業計画

基本方針を受け、山形県精神保健福祉士協会規約第4条に基づき、2021年度における事業を以下のとおり定める。**※今年度のテーマ「今こそソーシャルアクション」～地域における実践者として広域的な活動を～**

1) 諸関連事業への構成員派遣及び連携協力

公益社団法人日本精神保健福祉士協会をはじめとした精神保健福祉行政及び他団体からの参画要請に応え、諸関連事業への構成員派遣・協力を継続し、関係機関相互の連携・情報交換を図る。

2) 山形県や中核市となった山形市や他市町村との連携・協力

上記1)と併せ、山形県健康福祉部障がい福祉課とも連携を図り、県内精神保健福祉の質の向上及び当事者が、個々として尊重される社会の実現を図る。県委託事業のさらなる推進と新たな効果も模索していく。

3) 精神保健福祉行政・スクールソーシャルワーカーの常勤として精神保健福祉士の配置拡充

当事者・家族等にとって身近な相談窓口である県及び市町村行政等の担当部署に、専門職である精神保健福祉士が配置されるよう、またスクールソーシャルワーカーの常勤配置に向け、配置拡充を求める旨の要望運動を継続していく。なおかつ、児童虐待問題についてはこれまでより力を注いでいく。**※最上学園虐待事案への対応に関する要望書の提出(山形県内各社会福祉関係団体との各分野における連携の強化)**

4) 研修及び組織体制の充実

構成員の資質向上を目指し、実践理論と技術習得のための研修会を企画運営する。研修を通じて保健・医療・福祉をはじめとする各関係機関と当協会及び各構成員との有機的な連携の構築を目指す。**※Zoomの活用**

将来協会に対する様々な分野からの要請に応えられるように、専門分野に特化した委員会の設置についても検討する。PSWとしての魂や想いを継承しつつMHSWとして新たな時代に向けての人材育成を目指す。

5) 他職能団体との連携・協力

ソーシャルワーカーデーの共催や研修会の開催を通じて、社会福祉士会や医療ソーシャルワーカー協会、弁護士会やリーガルサポートとの有機的な連携を図っていく。また、本格的な動きとなった他団体と連動しての山形県知事や地元国会議員や県議会議員等への精神保健福祉施策の要望活動を継続して行う。

6) 協会活動の積極的な広報

広報誌『わいびー通信』の発行と併せ、ホームページ、SNS(フェイスブック)等の電子媒体を利用し、様々な分野の構成員から協会運営や活動に積極的に参加いただけるように、迅速な協会活動情報の発信及び構成員からの情報収集に努める。

7) 災害支援体制の整備・運用(※山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定の新たな締結)

協会3役及び災害対策委員を中心に、「山形県精神保健福祉士協会災害対策計画」に基づき平常時及び有事の活動を行う。また、隣県の各支部との災害協定の締結を検討する。

第2号議案

2021年度予算(案)

収入

科目	前年度予算	今年度予算	増減	備考
会費	600,000	0	△600,000	前年度・今年度会費
事業収入	200,000	50,000	△150,000	研修参加費
助成金	200,000	200,000	0	日本協会 支部活動費
繰越金	623,005	1,339,570	716,565	繰越金
雑収入	176,995	10,430	△166,565	寸志・祝い 金利利息他
合計	1,800,000	1,600,000	△200,000	

支出

科目	前年度予算	今年度予算	増減	備考
事業費	1,000,000	600,000	△400,000	研修会・事業活動費
事務費	200,000	400,000	200,000	郵送代・事務消耗品
会議費	100,000	100,000	0	会議・役員会経費
旅費日当	350,000	300,000	△50,000	旅費交通費
会費	5,000	5,000	0	県スポーツ推進会会費
慶弔費	45,000	45,000	0	お祝い・慶弔電報等
地域活動費	100,000	150,000	50,000	4.地域支援 災害活動費
合計	1,800,000	1,600,000	△200,000	

第3号議案

2021年度～2022年度役員体制（案）

○山形県精神保健福祉士協会（公益社団法人日本精神保健福祉士協会山形県支部）

役 職 名	氏 名	所 属 機 関
会長（県支部長）	那 須 裕 悌（村山）	こまくさの里
副会長（県副支部長）	佐 藤 祐 子（村山）	千歳篠田病院
副会長（県副支部長）	淀 野 智 史（置賜）	佐藤病院 くぬぎ荘
事務局長（県支部事務局長）	後 藤 和 樹（村山）	山形さくら町病院
事務局次長（県支部事務局次長）	山 岸 真 人（村山）	株式会社 ameharu
事務局次長（県支部事務局次長）	本 間 優 治（村山）	相談支援事業所 むすび
理事（県支部運営委員）	渡 部 和 樹（庄内）	鶴岡市役所
理事（県支部運営委員）	本 間 智 美（庄内）	酒田東病院
理事（県支部運営委員）	遠 藤 かおり（置賜）	希望が丘まつのみ寮
理事（県支部運営委員）	土 田 浩 子（村山）	相談支援センターりいぶる
理事（県支部運営委員）	木 川 真 也（村山）	秋野病院
理事（県支部運営委員）	村 岡 里 紗（村山）	若宮病院
理事（県支部運営委員）	鹿 野 詩 子（村山）	山形市医師会 在宅医療介護連携室ポピー
理事（県支部運営委員）	和 泉 崇 良（村山）	地域活動支援センターおーる
理事（県支部運営委員）	高 子 優 子（村山）	かみのやま病院 デイケアセンターむづれは
理事（県支部運営委員）	大 塚 裕 子（置賜）	米沢こころの病院
理事（県支部運営委員）	阿 部 泰 裕（庄内）	山容病院
監事（県支部監事）	荒 井 さつき（村山）	山形大学医学部付属病院
監事（県支部監事）	佐 藤 孝 憲（村山）	若宮病院

※公益社団法人日本精神保健福祉士協会 山形県支部代議員：木川真也〔敬称省略〕

第4号議案

公益社団法人日本精神保健福祉士協会山形県支部規約準則の一部改正について

公益社団法人日本精神保健福祉士協会山形県支部規約準則の一部を次のとおり改正する

2021年 11月6日提出

日本精神保健福祉士協会

山形県支部長 那須裕悌

記

- 1 改正箇所 公益社団法人日本精神保健福祉士協会山形県支部規約準則第1条
の2項の名称の英語による表記を「Japanese Association of
Mental Health Social Workers—Yamagata Prefecture
Branch」に改める
- 2 提案理由 精神保健福祉士の英語表記の国際的なスタンダード化に向けて
公益社団法人日本精神保健福祉士協会の昨年開催の第8回定時
総会において本部名称の英語による表記及び呼称を変更したた
めにその変更に伴い、都道府県支部運営規程第2条に定める公
益社団法人日本精神保健福祉士協会山形県支部規約準則に基づ
き定めている支部規約においても、支部の英語による表記の変
更を提案するものである（略してJAPSWからJAMHSW
に変更）

3 附 則 この規約は2021年9月15日より施行する

支部規約の変更に係る対照表

変 更 後	現 行
(名 称) 第1条 (略) 2 本支部の英語による表記は「Japanese Association of <u>Mental Health</u> Social Workers—Yamagata Prefecture Branch」とする。 (以下略) 附則 この規約は2021年11月6日より施行する。	(名 称) 第1条 本支部は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会【都道府県】支部(以下「支部」という。)と称する。 2 本支部の英語による表記は「Japanese Association of <u>Psychiatric</u> Social Workers—Yamagata Prefecture Branch」とする。 (以下略)

第5号議案

山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定の締結について

山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定を新たに山形県と締結する

2021年 9月15日提出

日本精神保健福祉士協会

山形県支部長 那須裕悌

記

- 1 協定の締結内容 ※参考資料のとおり
- 2 提案理由 山形県より当協会に大規模災害時に一般避難所等において要配慮者を支援する福祉に特化した「災害派遣福祉チーム」に専門職団体として参加・協力要請があったため
- 3 今後の流れ
 - (1)山形県精神保健福祉士協会理事会及び災害対策委員会において協定締結の内容を精査して、今後山形県と協定の締結を行う。
 - (2)人材育成については養成研修参加者を当協会会員より募り参加費等を協会より助成する。事前派遣調整については会員の職場への支援協力要請を行う。
 - (3)その他の検討事項については山形県精神保健福祉士協会理事会及び災害対策委員会において審議して決定していく。

※参考資料

山形県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1 大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行う仕組みづくりに関する協議・検討・啓発等を行うとともに、大規模災害発生時に一般避難所等において要配慮者を支援する「災害派遣福祉チーム」（以下「山形DWA T」という。）の人材育成・派遣調整を行うため、行政と民間が一体となって広域的な福祉支援ネットワーク（以下「山形県災害福祉支援ネットワーク」という。）を構築することを目的とし、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）大規模災害 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され又は適用される可能性があることと認められる規模の災害

（2）要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者

（3）山形DWA T 福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害の発生時に避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム

（4）チーム員 チームを構成する者

(所掌事項)

第3 協議会は、次に掲げる事項を協議検討するものとする。

（1）山形県災害福祉支援ネットワークの構築に関すること。

（2）大規模災害時における要配慮者支援の調整に関すること。

（3）大規模災害に備えたチーム員の養成及び山形DWA Tの編成・派遣に関すること。

（4）山形県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領、山形県災害派遣福祉チーム設置運営要領、山形県災害派遣福祉チームマニュアル及び山形県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領の策定及び改正に関すること。

（5）前4号に関し必要と認められること。

(組織)

第4 協議会は、別表に掲げる者（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

2 協議会の活動に関して検討を行うため、協議会にワーキング会議を置くことができる。

3 協議会は、必要に応じて会議に構成団体以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第5 協議会の事務局は山形県に置き、その業務を山形県社会福祉協議会と連携して実施する。

(役員)

第6 協議会に役員を置く。

（1）会長

（2）副会長

2 会長は山形県健康福祉部次長とし協議会を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は山形県社会福祉協議会地域福祉部長とし会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7 協議会の会議は、会長が招集する。

(個人情報の保護)

第8 協議会の活動に当たり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律
(平成15年5月30日法律第57号)その他関係法令、規程等に基づき、構成団体の責任において、
適切に取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

別表(第4関係)

区 分	団 体 等 名
職能団体・事業者 団体等	山形県社会福祉協議会 山形県社会福祉法人経営者協議会 山形県老人福祉施設協議会 山形県老人保健施設協会 山形県介護支援専門員協会 山形県地域包括・在宅介護支援センター協議会 山形県身体障害者福祉施設協議会 山形県知的障害者福祉協会 山形県精神保健福祉士協会 山形県社会就労センター協議会 山形県相談支援専門員協会 山形県保育協議会 やまがた育児サークルランド 山形県社会福祉士会 山形県介護福祉士会 山形県市長会 山形県町村会
行政	山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 しあわせ子育て応援部 子ども保育支援課 しあわせ子育て応援部 子ども家庭支援課 健康福祉部 健康福祉企画課 健康福祉部 高齢者支援課 健康福祉部 障がい福祉課 健康福祉部 地域福祉推進課

山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領

（目的）

第1 この要領は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（平常時の事務）

第2 協議会の平常時の事務は、次に定めるところによる。

事務局

事務局の事務は、設置要綱第5の規定に基づき、山形県と山形県社会福祉協議会が連携して行う。

- （1）協議会の運営に関すること
- （2）「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWA T）」（以下「チーム」という。）の活動内容の検討・調整に関すること。
- （3）チーム活動に関する周知、啓発に関すること。
- （4）市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築（事前協定を含む。）に関すること。
- （5）チーム活動に伴う費用負担に係る調整に関すること。
- （6）チーム員の募集に関すること。
- （7）チーム員の登録に関すること。
- （8）チーム員の研修に関すること。
- （9）構成団体に対する情報提供に関すること。
- （10）資機材の調達、管理に関すること

構成団体

- （1）協議会の活動への協力・連携に関すること。
 - （2）当該団体におけるチーム活動に関する周知、啓発に関すること。
 - （3）チームの派遣に関する協定の促進及びチーム員の確保に関すること。
- （大規模災害発生時の事務）

第3 協議会の大規模災害発生時の事務は、次に定めるところによる。

事務局

事務局の事務は、設置要綱第5の規定に基づき、山形県と山形県社会福祉協議会が連携して行う。

- （1）被害情報の収集に関すること。
- （2）被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整に関すること。
- （3）チームの派遣の要否の判断、チームの編成・設置、派遣等の指示・要請及び連絡調整に関すること。
- （4）チーム活動の終了の判断に関すること。
- （5）費用負担に係る調整に関すること。
- （6）その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること。

構成団体

- （1）当該団体におけるチーム員派遣の調整に関すること。
- （2）その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること。

（事前協定等）

第4 県は、協議会構成団体又はその他の団体（以下「協力団体」という。）と、チームの派遣に関する基本協定（様式第1号）を締結するものとする。なお、構成団体以外の協力団体が協定を締結しようとする場合は、山形県災害福祉支援協力申出書（様式第2号）を県に提出するものとする。

2 協力団体は、当該団体の構成員のうち大規模災害発生時にチームに協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（様式第3号）を県に提出するものとする。

3 協力団体は、前項の届出書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県に提出するものとする。

4 第1項の協定に基づくチーム派遣に係る要請は、山形県災害派遣福祉チーム派遣協力要請書（様式

第4号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(補則)

第5 この要領の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月15日から施行する

山形県災害派遣福祉チーム設置運営要領

（目的）

第1 この要領は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱に定める「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWA T）」（以下「チーム」という。）の運営等について必要な事項を定め、大規模災害の発生時における避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）において、要配慮者に対する福祉支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

（事前協定等）

第2 チームの派遣に協力する協力施設又は協力施設を所管する法人等（以下「協力施設」という。）は、「山形県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書」（様式第1号）を県に提出する。

2 県は、前項の申出書の提出を受け、協力施設と「山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」（様式第2号）を締結するものとする。

3 協力施設は、大規模災害発生時にチーム員として活動可能な候補者について、「山形県災害派遣福祉チーム員候補者登録簿」（様式第3号）に記載し、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）に提出するものとする。また、チーム員の派遣に際し、提供可能な車両についても同登録簿に記載するものとする。

4 協力施設は、前項の登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、協議会に提出するものとする。

（チームの構成等）

第3 協議会は、協力施設から提出される「山形県災害派遣福祉チーム員候補者登録簿」に記載された者をチーム員として登録する。なお、登録の事務等については別に定める。

2 チームの構成員は、別表に掲げる者のうち当該実務経験が3年以上の者であって、協力施設の長の承認又は協力団体の推薦を受け、原則として別に定める研修を終了した者により構成する。

3 協議会は、大規模災害発生時に、1チーム当たり4～6名程度のチームを設置する。ただし、チーム員の人数及び職種構成については、被害規模など現地の状況等に応じて調整する。

4 チーム員は、下記の役割を担うものとする。

- （1）要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じること
- （2）介護等の支援の他、避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うこと
- （3）連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うこと

5 協議会長は、派遣するチームのチーム員の中から、リーダー（統括的機能）及びサブリーダー（事務局的機能）を指名することができる。

6 チームの活動に当たって必要となる資材等については、協議会において装備するものとする。なお、新型コロナウイルス感染症などの感染症が拡大している地域で活動する場合、県からチーム員に対し、衛生・防護用品を支給する。

（活動内容）

第4 チームの活動は、次の内容を基本とする。

（1）避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング

ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を協議会に報告する。

イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

（2）要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

（3）その他

ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。

イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

3 チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班、保健活動班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

4 チームは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、「山形県災害派遣福祉チーム活動記録報告書」（様式第4号）により、協議会に報告するものとする。

（派遣基準）

第5 チームは、次のいずれかに該当する場合に派遣するものとする。

（1）県内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、被災地の市町村から知事に対してチームの派遣要請があり、知事が派遣する必要があると認めるとき。

（2）県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から知事に対してチームの派遣要請があり、知事が派遣する必要があると認めるとき。

（3）その他特に必要であると知事が認めるとき。

（派遣要請等）

第6 知事は、第5の派遣基準に基づきチームを派遣する必要があると認めたときは、派遣内容を検討のうえ、協議会に対してチームの編成及び派遣を指示するとともに、協議会を通じて協力団体等に対してチーム員の派遣を要請する。

2 派遣要請を受けた協力団体等の長は、速やかに派遣の可否を判断し、その結果を協議会に報告し、派遣が可能なときは、チームの登録員を派遣する。

3 協議会は、前項の報告を基に、チームを編成し、派遣の手続きを行う。

4 派遣に当たっては、知事は、チーム員を派遣する協力施設等に対して「山形県災害派遣福祉チーム員派遣要請書」（様式第5号）を交付するとともに、チームに対して「山形県災害派遣福祉チーム派遣指示書」（様式第6号）を交付する。

5 チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後5日間程度）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

（派遣の終了）

第7 知事は、被災地の状況やチーム編成の見通しなどを総合的に勘案して、チーム活動を終了すべきと認めるときは、協議会に対して派遣の終了を指示する。

（費用負担等）

第8 チームの運営及び活動等に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、同法に定めるところにより、県が負担する。

2 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は県が負担する。

3 県は、チームの構成員を派遣した協力団体等に対し、第1項及び第2項の費用を支払うものとする。

（研修及び訓練等）

第9 協議会は、チームの活動に必要な知識等の向上を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

（その他）

第10 この要領に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和３年９月 15 日から施行する。

別表（第３関係）

区分	名称
資格	社会福祉士、介護福祉士、相談支援専門員、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー 等
職種	介護職員、生活相談員、生活支援員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員 等
その他	特に知事が認めた者

山形県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領

（目的）

第1 この要領は、山形県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「チーム設置運営要領」という。）第1の規定に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）が実施するチーム員養成研修（以下「養成研修」という。）の実施及びチーム員登録について定め、チーム員となる者が、業務遂行上必要な知識及び技術を身に付けること等を目的とする。

（受講対象者）

第2 研修の受講対象者は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会構成団体の会員施設職員、山形県災害派遣福祉チーム員登録者、福祉避難所に登録している施設の職員、その他災害時の要配慮者支援対策に関わる関係者等とする。

（研修の種類等）

第3 研修は次に掲げるものとし、その内容は別に定める。

- （1）基礎研修 新たにチーム員となろうとする者等が受講する研修
- （2）スキルアップ研修 基礎研修修了者を対象とした技術向上に関する研修

（研修の方法）

第4 研修は、講義及び演習により行い、必要に応じて訓練により行うものとする。

（補講の実施）

第5 協議会は、受講者がやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合に補講を行う事ができる。

（チーム員の登録）

第6 協議会は、チームへの協力が可能な施設等から提出される山形県災害派遣福祉チーム員候補者登録簿に記載された職員等（以下「登録者」という。）をチーム員として登録する。

2 協議会は、登録者に対し、山形県災害派遣福祉チーム員登録証（様式第1号）を交付するものとする。

（登録者名簿の管理）

第7 協議会は、登録者について、山形県災害派遣福祉チーム員登録者名簿（様式第2号。以下「チーム員登録者名簿」という。）を作成し、管理するものとする。

（登録内容の変更等）

第8 登録者は、登録の内容（氏名、所属施設、（団体）等）に変更が生じたとき又はチーム員の登録を辞退するときは、登録事項変更等届出書（様式第3号）により、原則として所属する施設等を經由して協議会に届け出るものとする。

2 協議会は、前項の届出があったときは、チーム員登録者名簿を更新するものとする。

（附 則）

この要領は、令和3年9月15日から施行する。

(様式第1号)

山形県災害派遣福祉チーム員登録証

登録番号 第 号

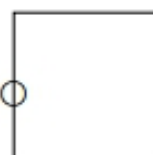
登録日 年 月 日

氏 名

(生年月日 年 月 日)

山形県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領第6に掲
げる山形県災害派遣福祉チーム員として登録されていることを証明する。

山形県知事 ○○ ○○



山形県精神保健福祉士協会（公益社団法人日本精神保健福祉士協会山形県支部）規約

第一章 名称および事務所

第1条（名称） 本協会は山形県精神保健福祉士協会と称し、公益社団法人日本精神保健福祉士協定会款第39条に基づく山形県支部を兼ねるものとする。

第2条（事務局） 本協会の事務局は事務局長の所属施設におくものとする。

第二章 目的および事業

第3条（目的） 本協会は精神医学ソーシャル・ワークの価値、知識および技術を共有する職能団体として、構成員相互の研鑽により精神医学ソーシャル・ワーク専門職としての資質の向上を図るとともに、精神医療・保健・福祉の領域において医師その他の専門職、市民、当事者等と協力し、精神保健福祉の発展に努め精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的、社会的活動を進めることを目的とする。

第4条（事業） 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 構成員の研究の促進と資質の向上を目的とする会合の開催。
2. 精神保健福祉に関する調査研究および普及と啓発。
3. 内外の関連専門団体との連携および協力。
4. 構成員が本会の組織運営に関して協議する総会の開催。
5. 公益社団法人日本精神保健福祉士協会との連携および協力。
6. その他本協会の目的を達成するために必要な事業。

第三章 構成員

第5条（資格） 本協会の構成員は、本協会の目的に賛同し次の各号に該当する者とする。

精神保健福祉士法第28条の規定に基づき、精神保健福祉士の登録を受けた者。

二 本協会の構成員は山形県内に住所を有し又は勤務する者とする。

三 構成員は、本協会の構成員となったその日から公益社団法人日本精神保健福祉士協定会款第5条に定める構成員となる。

第6条（入会および会費） 構成員の入会は、理事会の承認により決定する。入会を希望する者は、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、会費年間3,000円（但し、公益社団法人日本精神保健福祉士協会未加入者は年間5,000円）を添えて理事会に申し込むものとする。ただし、会員の中に家族（夫婦、親子、兄弟姉妹）がいる場合は年会費を各1,000円減免するものとする。

二 構成員になろうとする者は、併せて公益社団法人日本精神保健福祉士協会の定める様式により、入会申し込みをするものとする。

三 本協会の会費を改定しようとするときは、理事会の議決を経て総会の承認を得るものとする。

第7条（休会） 会員が次の各号に該当する場合には、協会事務局に申し出て理事会の承認を得て休会することができる。ただし休会できる期間は原則1年以内とする。また、休会期間中でも会員本人の申し出がありその年度の年会費を納入すれば休会を撤回することができる。休会中は年会費は全額免除するが会員資格は一時停止するものとする。

1. 産前産後休暇の場合
2. 育児休暇の場合
3. 介護休暇の場合
4. 疾病による入院または療養の場合
5. 上記以外の理由で理事会の承認を得た場合

第8条（資格停止・除名） 会員が、正当な理由がなく会費を2年以上滞納した場合は会員資格停止する。また、3年以上滞納した場合は理事会の議決により除名とすることができる。除名処分後の再入会は認めないものとする。

第9条（退会） 退会を希望する者は、所定の届けを提出し理事会の承認を得るものとする。

- 二 構成員として著しく不適格な行動のあった者は、理事会の議決により退会させることができる。
- 三 本会を退会しようとする者は、併せて公益社団法人日本精神保健福祉士協会の定める様式により、退会を届け出るものとする。

第四章 役員

第10条（役員） 本協会に次の役員をおく。

- 1.会長（公益社団法人日本精神保健福祉士協会 山形県支部長） 1名
- 2.副会長（ 同上 山形県副支部長） 2名
- 3.事務局長（ 同上 山形県支部事務局長） 1名
- 4.事務局次長（ 同上 山形県支部事務局次長） 2名
- 5.理事（ 同上 山形県支部運営委員） 10名以上 20名以内
- 6.監事（ 同上 山形県支部監事） 2名

- 二 会長、副会長、及び事務局長は、理事の互選とする。
- 三 理事は監事を兼ねることができない。
- 四 会長の選任により、組織担当及び財務担当の副会長、及び事務局次長をおくことができる。
- 五 本会に名誉会長をおくことができる。名誉会長は、本会に著しい貢献のあった者の中から会長がこれを推薦し、総会で承認を受ける。但し、名誉会長は、理事会における議決権は持たない。

第11条（職務） 会長は、本協会を代表し会務を総括するとともに、公益社団法人日本精神保健福祉士協会定款第39条に定めるところにより山形県支部長となる。

- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 三 事務局長は、会務を掌握し整理する。
- 四 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- 五 理事は、理事会を組織して会長、副会長及び事務局長を補佐し、本協会の運営を決するとともに会務を執行する。
- 六 監事は、会務の状況を監査する。

第12条（任期） 役員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

第五章 会議

第13条（総会） 会長は毎年1回通常総会を招集しなければならない。

- 二 会長が必要と認めたとき、又は構成員の三分の一以上の請求があるときは総会を開くことができる。

第14条（定数） 総会は構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第15条（議長） 総会の議長は本協会に属する構成員の中から選出する。

第16条（付議すべき事項） 通常総会は次の付議事項を含まなければならない。

- 1.事業の年次報告ならびに会務の審議
- 2.予算の審議と決算の承認
- 3.役員改選の年においてはその結果の報告
- 4.その他、理事会で必要と認めた事項

第六章 会計

第 17 条（経費） 本協会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第 18 条（予算及び決算） 本協会の予算は理事会の議決を経、総会の承認を得てこれを決定する。

二 理事会は毎会計年度終了後決算報告を作成し、監査を経た上で、総会の承認を得なければならない。

第 19 条（会計年度） 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第七章 規約の改正および解散

第 20 条（規約の改正および解散） 本規約を改正し、または本会を解散することについての議案は、構成員三分の一以上または理事会により提案され、総会出席会員の三分の二以上の同意により議決される。

付 則

- 1、この規約は、2000 年 3 月 7 日から施行する。
- 2、この規約は、2003 年 4 月 26 日から改正施行する。
- 3、この規約は、2004 年 5 月 21 日から改正施行する。
- 4、この規約は、2005 年 4 月 22 日から改正施行する。
- 5、この規約は、2006 年 6 月 2 日から改正施行する。
- 6、この規約は、2013 年 4 月 26 日から改正施行する。
- 7、この規約は、2017 年 5 月 26 日から改正施行する。

慶弔内規

次の各号に該当する場合、本協会としての慶弔を表す。

1. 構成員が定年退職をした場合、感謝状をおくる。
2. 構成員が結婚をした場合、祝電をおくる。
3. 構成員が死亡した場合、弔慰金 5,000 円をおくる。あわせて弔電をおくる。
4. 役員の実父母及び同居する義父母が死亡した場合、弔電をおくる。
5. その他、急を要する場合及び検討を要する場合は、必要に応じ三役（会長、副会長、事務局長）で協議の上、理事会に図り執行する。後に、総会にて構成員の承認を得る。

（付則） 慶弔の金額については変更することがある。

寄付内規

次の各号に該当する場合、本協会は寄付を受けることができる。

1. 本協会に派遣依頼があり出席した構成員からの、その公益事業等の報償費等の一部を寄付として受けることができる。
2. その他、必要に応じ理事会で協議の上、寄付を受けることができる。

(付則) 寄付は本協会の一般財源に入庫し、その収支については、年度決算とあわせて報告する。

費用弁償内規

次の各号に該当する場合、本協会は構成員が会務に従事した場合の費用弁償を行う。

1. この内規の対象となる会務とは、次の各号に掲げるもの(以下「会務」という)をいう。
 - (1)理事会を構成する者として、理事及び監事による役員会議に出席し、又はその業務に参加すること。
 - (2)本協会から推薦及び派遣され、関係主要機関の会議等に出席し、又はその業務に参加すること。
 - (3)その他、会長が費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。
2. この内規によって弁償を受けることが出来る費用は、予算の範囲内において、次の各号

に定めるものとする。

- (1)会務に従事するために要する交通費(以下「交通費」という)の実費
 - (2)その他の経費で、会長が特に必要と認めたもの。
3. 交通費は、会務に参加するために最も迅速な順路において低廉な鉄道運賃、バス代等の往復料金とする。
 - (1)所属する機関の公用車又は自己の所有する自動車を利用した場合は、別に定めた計算方式に基づく燃料費とする。
4. 費用の弁償を受けようとする構成員は、別に定める費用請求書に必要事項を記入して事務局に提出しなければならない。
5. その他、必要に応じ理事会で協議の上、費用弁償することができる。

[内規の施行及び改正]

1. 内規は、2002年4月19日から施行する。
2. 内規は、理事会の提案により構成員協議の上、改正することができる。
3. 内規は、2004年5月21日から改正施行する。
4. 内規は、2006年6月2日から改正施行する。

資 料

- 協会(県支部)規約準則
- 構成員名簿

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 山形県支部規約準則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会山形県支部（以下「支部」という。）と称する。

2 本支部の英語による表記は「Japanese Association of Mental Health Social Workers - Yamagata Prefecture Branch」とする。

(事務所)

第2条 本支部は、山形県内に事務所を置く。

(協 力)

第3条 本支部は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「本部」という。）の支部組織として、本部が定める支部設置規則及び都道府県支部運営規程に則り、山形県内において、本部の事業及び組織運営に関して、次の各号に掲げる事項について協力する。

- (1) 本部の文書、刊行物の配布に関する事項
- (2) 本部の総会及び理事会の決定事項の周知等に関する事項
- (3) 本部の正会員加入に関する事項
- (4) 本部の会費納入に関する事項
- (5) 本部の全国大会に関する事項
- (6) 本部の学会に関する事項
- (7) その他本部の事業計画に基づき協力を依頼された事項

第2章 会 員

(種 別)

第4条 本支部の会員（以下「会員」という。）は、本部構成員であつて、山形県内に勤務先を有する者とする。ただし、勤務先を有しない者においては、山形県内に住所を有する者とする。

(入 会)

第5条 会員は、本部への入会をもって本支部への入会とする。

(入会金及び会費)

第6条 支部は、入会金及び会費を徴収しない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、定款第8条により、本部構成員の資格を喪失したときは、その資格を喪失する。

(退 会)

第8条 会員は、定款第9条により本部から退会したときは、本支部も退会となる。

(除 名)

第9条 会員は、定款第10条により本部から除名されたときは、本支部も除名となる。

第3章 役 員

(役 員)

第10条 支部に次の役員をおく。

- (1) 運営委員 10人以上20人以内
- (2) 監事 2人

2 運営委員のうち、1人を支部長、2人以内を副支部長、1人を事務局長とする。

(選 任)

第 11 条 運営委員及び監事は、会員の合議により、会員の中から選出する。ただし、運営委員のうち 2 人以内は、会員の合議を経て、会員以外の学識経験者等から選任することができる。

2 支部長は運営委員会において運営委員の中から互選し、副支部長及び事務局長は支部長が運営委員の中から指名する。

(役員の任務)

第 12 条 支部長は、本支部を代表し、会務を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 運営委員は、本支部の業務を審議執行する。

4 事務局長は、本支部の事務を総括する。

5 監事は、本部への会計報告内容を監査する。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期前各項の規定にかかわらず、後任者が選任されるまでの間、その職にとどまらなければならない。

4 役員は、任期中であっても本規約に規定する事項に抵触するときは、その手続きにより解任することができる。

第 4 章 会 議

(会 議)

第 14 条 本支部の会議は、総会（定時総会、臨時総会）及び運営委員会の 2 種とする。

2 会議は、会員をもって構成する。

3 会議は、支部長が招集する。

4 会議の議長は、その会議において、出席会員の中から選出する。

5 会議の決議は、出席した会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。なお、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任した会員は出席したものとみなす。

(総 会)

第 15 条 定時総会は、毎年 1 回開催し、次に掲げる事項を決議する。なお、運営委員会が必要と認め招集の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

(1) 役員の選出

(2) 規約の変更

(3) その他本部の事業計画及び組織運営に関わる重要事項

(運営委員会)

第 16 条 運営委員会は、必要に応じて開催し、次に掲げる事項を決議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の決議を要しない事項

第 5 章 補 則

(解 散)

第 17 条 本支部の解散は、運営委員会の発議により、総会において会員の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

2 本支部は、解散の決議後、本部理事会にその旨を文書により報告しなければならない。

(規約の変更)

第 18 条 本規約の変更は、運営委員会の発議により、総会において会員の 2 分の 1 以上の決議を

経て、本部に報告しなければならない。

(委 任)

第 19 条 本規約に定めるもののほか、本支部の運営に関して必要な事項は、本部との調整の下、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、2014年4月25日より施行する。
- 2 この規約の施行に伴い、本支部の運営に関して、社団法人日本精神保健福祉士協会山形県支部運営規約の適用は終了する。
- 3 この規約は、2021年11月6日より施行する。

《山形県精神保健福祉士協会／構成員一覧》

【庄内地区】32

〔所属先地区別〕

2021. 3. 31 現在 181 名

	氏 名	所 属	郵便番号	住 所
1	安達郁美	山形県立こころの医療センター	997-0019	鶴岡市茅原字草見鶴51-1
2	阿部泰裕	医療法人山容会 山容病院	998-0074	酒田市浜松町1-7
3	飯野里美	医療法人山容会 山容病院	998-0074	酒田市浜松町1-7
4	池田暁	医療法人社団愛陽会 三川病院	997-1301	東田川郡三川町大字横山字堤39
5	石川琢也	医療法人社団愛陽会 三川病院	997-1301	東田川郡三川町大字横山字堤39
6	折原忍	医療法人 酒田東病院	998-0878	酒田市こあら3-5-2
7	小山哲巨	山形県立こころの医療センター	997-0019	鶴岡市茅原字草見鶴51-1
8	加藤智美	山形県立こころの医療センター	997-0019	鶴岡市茅原字草見鶴51-1
9	木津美加子	鶴岡市役所 長寿介護課	997-8601	鶴岡市馬場町9番25号
10	古川和外	山形県立こころの医療センター	997-0019	鶴岡市茅原字草見鶴51-1
11	桑折幸恵	医療法人山容会 山容病院	998-0074	酒田市浜松町1-7
12	小林翠	庄内町障害者相談支援センター	999-7781	東田川郡庄内町余目字猿田36-3
13	今野智美	山形県酒田市病院機構 日本海総合病院	998-0076	酒田市あきほ町30
14	齋藤真喜子	山形県立こころの医療センター	997-0019	鶴岡市茅原字草見鶴51-1
15	斉藤正樹	山形県立こころの医療センター	997-0019	鶴岡市茅原字草見鶴51-1
16	齋藤みよ子	就労継続B型事業所 じょんぶ	997-1301	東田川郡三川町大字横山トツラ田24-1
17	佐藤健一	医療法人社団愛陽会 三川病院	997-1302	東田川郡三川町大字横山字堤39
18	佐藤博幸	鶴岡市議会	997-8601	鶴岡市馬場町9番25号
19	佐藤富美	一般社団法人Pasio	997-0011	鶴岡市宝田三丁目19番20号
20	佐藤真紀	医療法人山容会 山容病院	998-0074	酒田市浜松町1-7
21	佐藤みなみ	医療法人山容会 山容病院	998-0075	酒田市浜松町1-8
22	佐藤幸美	鶴岡市社会福祉協議会	997-0033	鶴岡市泉町5-30
23	白畑真由美	酒田市役所 福祉課	998-8540	酒田市本町二丁目二番45号
24	菅原綾乃	医療法人 酒田東病院	998-0878	酒田市こあら3-5-2
25	菅原知子	医療法人山容会 山容病院	998-0074	酒田市浜松町1-7
26	田中志保	山形県立こころの医療センター	997-0019	鶴岡市茅原字草見鶴51-1
27	難波貢			
28	長谷川梨香	サポートセンターあおぞら	998-0865	酒田市北新橋一丁目1-18
29	堀千秋	酒田市地域包括支援センターほくぶ	999-8134	酒田市本楯字地正免22-3
30	堀ひとみ	一般社団法人Pasio	997-0011	鶴岡市宝田三丁目19番20号
31	本間智美	医療法人 酒田東病院	998-0878	酒田市こあら3-5-2
32	渡部和樹	鶴岡市役所 福祉課	997-0035	鶴岡市馬場町9-25

【最上地区】9

	氏 名	所 属	郵便番号	住 所
1	有江徹	新庄市役所	996-8501	新庄市沖の町10-37
2	石原理佳	医療法人敬愛会 尾花沢病院	999-4222	尾花沢市大字隴気695-3
3	大木香奈	医療法人敬愛会 尾花沢病院	999-4222	尾花沢市大字隴気695-3

4	國井理紗	医療法人敬愛会 尾花沢病院	999-4223	尾花沢市大字隴気695-4
5	鈴木直	鈴木すなお行政書士事務所・かいごサポートひとむすび	996-0028	新庄市万場町5-16のくらしA
6	鈴木徹	医療法人敬愛会 尾花沢病院	999-4222	尾花沢市大字隴気695-3
7	土田由美	医療法人清明会 新庄明和病院	996-0053	新庄市大字福田806
8	戸津敦子	医療法人敬愛会 尾花沢病院	999-4222	尾花沢市大字隴気695-3
9	横山陽子	サポートセンターあかつき	999-6402	戸沢村大字蔵岡2905-42

【村山地区】99

	氏 名	所 属	郵便番号	住 所
1	跡部千鶴	医療法人風心堂 小原病院	999-3511	河北町谷地字月山堂151-1
2	安孫子久美子	医療法人ゆうし会 南さがえ病院	991-0043	寒河江市大字島字島東87-2
3	荒井さつき	山形大学医学部附属病院	990-9585	山形市飯田西2-2-2
4	荒井瑞恵	医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	990-0811	山形市長町2-10-56
5	有川勝利	医療法人東北医療福祉会 山形厚生病院	990-2362	山形市菅沢字鬼越255
6	栗野登志子	山形刑務所	990-2162	山形市あけぼの2丁目1-1
7	安保寛明	山形県立保健医療大学	990-2212	山形市上柳260
8	五十嵐元徳	大和メディカル(株)介護事業部	990-0813	山形市桧町1-10-10
9	石川純恵	医療法人ゆうし会 南さがえ病院	991-0043	寒河江市大字島字島東87-2
10	石澤こずえ	山形市社会福祉事業団	990-2305	山形市蔵王半郷1366-2
11	和泉崇良	社会医療法人二本松会 地域活動支援センターおーる	990-0827	山形市城南町2-4-25
12	伊藤和美	盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20
13	伊藤紗代	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	990-0045	山形市桜町2-75
14	井上輝雄	NPO発達支援研究センター	990-0035	山形市小荷太町2-7
15	岩田絵美	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
16	榎本定夫	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	990-0045	山形市桜町2-75
17	遠藤翔	医療法人風心堂 小原病院	999-3511	河北町谷地字月山堂151-1
18	大科志乃	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
19	太田佳苗	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	990-0045	山形市桜町2-75
20	大友良介	医療法人ゆうし会 南さがえ病院	991-0043	寒河江市大字島字島東87-2
21	大沼久美子	医療法人風心堂 小原病院	999-3511	河北町谷地字月山堂151-1
22	大山千春	株式会社東ソー・クォーツ	990-2251	山形市立谷川三丁目1435
23	奥山紗央里	山形市役所 障がい福祉課	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル4階
24	押切優歩	村山総合支庁 西村山地域振興局	991-0003	寒河江市西根石川西355
25	鏡むつき	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
26	影沢吉倫	仙台保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1
27	金子貴弘			
28	鹿野詩子	山形市医師会在宅医療介護連携室ポピー	990-0039	山形市香澄町二丁目9-39
29	亀山愛実	社会医療法人二本松会 かみのやま病院	999-3103	上山市金谷字下河原1370
30	川合友寛	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
31	木川真也	医療法人斗南会 秋野病院	994-0012	天童市大字久野本362-1
32	岸本景子	山形市社会福祉協議会	990-0832	山形市城西町2-2-22
33	小関清之	医療法人斗南会 秋野病院	994-0012	天童市大字久野本362-1
34	後藤和樹	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	990-0045	山形市桜町2-75
35	小林澄子	山形コロニー相談支援センター	990-2322	山形市桜田南1-19
36	小林武史	社会医療法人二本松会 かみのやま病院	999-3103	上山市金谷字下河原1370
37	小林充穂	社会医療法人二本松会 かなやの里	999-3103	上山市金谷字下河原1370

38	近藤和賀子	山形市総合学習センター	990-0832	山形市城西町二丁目2番15号
39	今野浩之	山形県立保健医療大学 看護学科	990-2212	山形市上柳260
40	齋藤三樹			
41	佐久間美智雄	東北文教大学	990-2316	山形市片谷地515
42	櫻井佐智子	社会医療法人二本松会 かみのやま病院	999-3103	上山市金谷字下河原1370
43	佐田静枝	社会医療法人二本松会 地域活動支援センターおーる	990-0827	山形市城南町2-4-25
44	佐藤隆	相談支援センター りいぶる	999-3711	東根市中央2丁目11-2 ルシール東根内
45	佐藤孝憲	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
46	佐藤奈美	社会医療法人二本松会 地域活動支援センターおーる	990-0827	山形市城南町2-4-25
47	佐藤初実	みやま荘共同生活事業所	999-3511	河北町谷地56-8
48	佐藤仁美	医療法人風心堂 小原病院	999-3511	河北町谷地字月山堂151-1
49	佐藤美樹	山形市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所	990-0832	山形市城西町2-2-22
50	佐藤祐子	医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	990-0811	山形市長町2-10-56
51	佐藤璃南	社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院	990-8545	山形市沖町79-1
52	庄司恵美	天童福祉厚生会 特別養護老人ホーム 明幸園	994-0071	天童市大字矢野目150
53	白田幸輝	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
54	菅浩子	医療法人ゆうし会 南さがえ病院	991-0043	寒河江市大字島字島東87-2
55	菅原大樹	社会医療法人二本松会 かみのやま病院	999-3103	上山市金谷字下河原1370
56	鈴木弘修	救護施設 山形県立みやま荘	999-3502	河北町大字吉田字馬場11
57	清野美樹	医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	990-0811	山形市長町2-10-56
58	瀬川由美子	障害福祉サービス事業所未知 グループ未知事業所	990-2433	山形市鳥居ヶ丘15-3
59	高子優子	社会医療法人二本松会 かみのやま病院	999-3103	上山市金谷字下河原1370
60	高取祐子	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
61	高橋啓二	山形県福祉相談センター(山形県中央児童相談)	990-0031	山形市十日町6-6
62	高橋智美	医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	990-0811	山形市長町2-10-56
63	武田里美			
64	田宮睦美	多機能型事業所まある	990-0057	山形市宮町1-3-36
65	田村英明	社会医療法人二本松会 地域活動支援センターおーる	990-0827	山形市城南町2-4-25
66	土田浩子	相談支援センター りいぶる	999-3711	東根市中央2丁目11-2 ルシール東根内
67	東海林沙弥香	医療法人斗南会 秋野病院	994-0012	天童市大字久野本362-1
68	長岡めぐみ	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
69	長岡めぐみ	山形市基幹型地域包括支援センター	990-0832	山形市城西町2-2-22
70	中澤未美子	国立大学法人 山形大学	992-8510	米沢市城南4-3-16
71	仲野あかね	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
72	中村旦子	医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院	994-0024	天童市鎌田1-7-1
73	永田貴巳	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	990-0045	山形市桜町2-75
74	那須裕悌	社会福祉法人鶴翔会 こまくさの里	999-3103	上山市金谷字金谷神927-5
75	名和幸輝	盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20
76	西本馨	医療法人東北医療福祉会 山形厚生病院	990-2362	山形市菅沢字鬼越255
77	沼澤郁子	山形市役所 生活福祉課	990-8540	山形市旅籠町2-3-25
78	長谷川智	サポートセンターゆあーず	990-0057	山形市宮町1-3-36
79	長谷川真友美	社会医療法人二本松会 ステップアップ霞城	990-0045	山形市桜町3-37
80	長谷部久美	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
81	原田和広	株式会社セラフィム	990-0001	山形市穂積116-3
82	平清水泰子	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
83	平間涼一	山形保護観察所 社会復帰調整室	990-0046	山形市大手町1-32

84	舟木葉月	医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	990-0811	山形市長町2-10-56
85	星川友厚	医療法人篠田好生会 篠田総合病院	990-0045	山形市桜町2-68
86	本間優治	ソーシャルトライ(株)相談支援事業所 むすび	991-0041	寒河江市寒河江塩水4-1
87	松浦眞由美	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
88	松本裕子	救護施設 紅花ホーム	994-0006	天童市大字成生1971-26
89	三浦真澄	山形市北部認知症初期集中支援チームおれんじ サポートチームえがお	990-0811	山形市長町751 特別養護老人 ホームながまち荘内
90	水戸祐子	救護施設 山形県立みやま荘	999-3502	河北町大字吉田字馬場11
91	村岡里紗	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
92	本木裕美	山形県立中央病院 地域医療部	990-2214	山形市大字青柳1800
93	森岡布美子	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	990-0045	山形市桜町2-75
94	森本綾子	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	990-0045	山形市桜町2-75
95	森本浩平	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	990-0045	山形市桜町2-75
96	八鍬美子	社会医療法人公徳会 若宮病院	990-2451	山形市吉原二丁目15-3
97	山岸真人	株式会社ameharu	990-0401	中山町大字長崎3062-1
98	山口祐介	社会福祉法人鶴翔会 こまくさの里	999-3103	上山市金谷字金谷神927-5
99	横山千紘	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	990-0045	山形市桜町2-75

【置賜地区】41

	氏 名	所 属	郵便番号	住 所
1	青木真美	医療法人杏山会 吉川記念病院	993-0075	長井市成田1888-1
2	安部暁子	山形県立梓園	992-1202	米沢市大字三沢26100番地の14
3	荒井隆子	社会医療法人公徳会 佐藤病院	999-2221	南陽市桐塚948-1
4	市野涼子	公立置賜総合病院	992-0601	東置賜郡川西町大字西大塚2000
5	伊藤真紀	社会医療法人公徳会 米沢こころの病院	992-0119	米沢市アルカディア1丁目808-32
6	井上愛美	医療法人杏山会 吉川記念病院	993-0075	長井市成田1888-1
7	井淵繁	米沢市立病院	992-8502	米沢市相生町6-36
8	遠藤かおり	希望が丘 まつのみ寮	999-0134	川西町大字下小松2045-20
9	大塚裕子	社会医療法人公徳会 米沢こころの病院	992-0119	米沢市アルカディア1丁目808-32
10	大場友香	社会医療法人公徳会 佐藤病院	999-2221	南陽市桐塚948-1
11	海谷玲奈	医療法人杏山会 吉川記念病院	993-0075	長井市成田1888-1
12	小関真梨子			
13	今野博子			
14	齋藤かおり	社会医療法人公徳会 米沢こころの病院	992-0119	米沢市アルカディア1丁目808-32
15	斎藤一夫	さいとう成年後見事務所	999-2174	高畠町大字福沢714-5
16	齋藤千恵	社会医療法人公徳会 グループホーム くぬぎ荘	999-2221	南陽市桐塚926-2
17	進藤早紀			
18	鈴木亜矢子	社会医療法人公徳会 米沢駅前クリニック	992-0023	米沢市下花沢2-7-20
19	鈴木千鶴	社会医療法人公徳会 佐藤病院	999-2221	南陽市桐塚948-1
20	鈴木睦子	救護施設 山形県立泉荘	993-0033	長井市今泉1812
21	関由佳	社会医療法人公徳会 米沢こころの病院	992-0119	米沢市アルカディア1丁目808-32
22	鷹巣倫	社会医療法人公徳会 佐藤病院	999-2221	南陽市桐塚948-1
23	鷹巣真依	社会医療法人公徳会 トータルヘルスクリニック	999-2221	南陽市桐塚1180-5
24	高橋直隆	米沢市役所 高齢福祉課	992-8501	米沢市金池5丁目2-25
25	瀧口央子	医療法人杏山会 吉川記念病院	993-0075	長井市成田1888-1
26	竹川桂	特別養護老人ホーム寿泉荘	993-0033	長井市今泉1857

27	丹野尚	社会医療法人公徳会 トータルヘルスクリニック	999-2221	南陽市桐塚1180-5
28	長嶋智浩	社会医療法人公徳会 グループホーム くぬぎ荘	999-2221	南陽市桐塚926-2
29	長嶋好美	社会医療法人公徳会 トータルヘルスクリニック	999-2221	南陽市桐塚1180-5
30	二関親子	グループホーム結いのき	992-0025	米沢市花沢町2695-4
31	野崎怜子	社会医療法人公徳会 ライフサポートとまり木	999-2221	南陽市桐塚929
32	芳賀裕実子	医療法人杏山会 吉川記念病院	993-0075	長井市成田1888-1
33	細谷節子	社会医療法人公徳会 ライフサポートとまり木	999-2221	南陽市桐塚929
34	堀内祐美子			
35	牧野直樹	社会医療法人公徳会 米沢こころの病院	992-0119	米沢市アルカディア1丁目808-32
36	幕田優子	米沢市立病院	992-8502	米沢市相生町6-36
37	三浦佑莉	社会医療法人公徳会 トータルヘルスクリニック	999-2221	南陽市桐塚1180-5
38	山口聡			
39	山脇みち	NPO法人 から・ころセンター	992-0026	米沢市東2丁目8番116号
40	横山ひとみ	社会医療法人公徳会 米沢こころの病院	992-0119	米沢市アルカディア1丁目808-32
41	淀野智史	社会医療法人公徳会 グループホーム くぬぎ荘	999-2221	南陽市桐塚926-2

※できる限り最新情報を掲載いたしましたが、所属変更された方は事務局までご連絡ください。

第22回通常総会議案書

2021年 11月6日（土）

発行：山形県精神保健福祉士協会

（公益社団法人日本精神保健福祉士協会山形県支部）